

# 認可地縁団体の手引き

(自治会等の法人化)

稲 敷 市

# 目次

	ページ
1 認可制度について	2
2 対象団体	2
3 認可の要件	2
4 認可申請について	4
5 認可後の手続き等	5
6 認可地縁団体の義務	5
7 認可地縁団体の印鑑登録	6
8 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	7
9 各種手続きフロー	9
認可地縁団体に関するQ&A	11
地方自治法（抜粋）	13
稲敷市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領	18
各種様式	
様式第1号 認可申請書	22
様式第2号 保有資産目録	23
様式第3号 保有予定資産目録	26
様式第4号 活動状況報告書	29
様式第5号 就任承諾書	30
様式第6号 告示事項変更届出書	31
様式第7号 規約変更認可申請書	32
様式第8号 規約変更の内容及び理由	33
認可地縁団体台帳交付申請書様式	34
様式第1号 認可地縁団体印鑑登録申請書	35
様式第2号 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	36
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書様式（登記の特例）	37
参考様式	
自治会等規約例	38
議事録作成要領	44
財産目録の様式例	46

## 1. 認可制度について

自治会等は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を取得できなかったことから、会館等の財産をもっている場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、自治会等が法人格を取得し当該団体内名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

さらに、令和3年の地方自治法の改正により、不動産の保有に関わらず地域的な共同活動を行うために、法人格を取得することが可能になりました。

## 2. 対象団体

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会を対象としています。よって、次のような団体は対象となりません。

### 【対象にならない団体】

- (1) 特定の目的の活動だけを行う団体  
➡例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など
- (2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体  
➡例えば、老人会や子供会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

## 3. 認可の要件

認可を受けるための要件として次の4つの要件を満たす必要があります。《地方自治法第260条の2第2項》

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。（規約では、次頁の8項目を必ず定めなければなりません。）

## 【 規約に必ず定めなければならない事項 】

### ①目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

### ②名称

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないことに御留意ください。

### ③区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。なお、区域を確定する際、隣接自治会の了解は不要です。

### ④主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く。」と定めることもできます。

### ⑤構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢制限等）を設けてはいけません。加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

### ⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第 260 条の 5 から同法第 260 条の 10 の規定が適用されますので御留意ください。

### ⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。また、地方自治法第 260 条の 13 から同法第 260 条の 19 の規定が適用されますので御留意ください。

### ⑧資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、地方自治法第 260 条の 4 の規定により、財産目録の作成が義務づけられています。

負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

なお、解散時に財産を保有している場合、その残余財産の帰属先は規約で指定した者と法第 260 条の 31 第 1 項に規定されていることから、認可申請時点で財産を保有していなくても、資産に関する事項を規約に定めてください。

※規約には、上記 8 項目の事項は必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることも差し支えはありません。

※規約の名称の制限はないので、〇〇会則や〇〇規程といった名称でも問題ありません。

## 4. 認可申請について

### ■事前準備

地縁による団体の認可（法人化）申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否の意志決定をします。また、併せて規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意志決定をします。

- (1) 認可を申請することの決定
- (2) 認可要件に合致する規約の決定
- (3) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

- (4) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

### ■認可申請手続き

認可申請書（様式第1号）に次の資料を添付し、当該地縁団体の代表者が市長に対して申請して下さい。

- ①規約（8項目を定めたもの）
- ②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - ・認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの
- ③構成員名簿（任意様式）
  - ・認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの
  - ・名簿は世帯単位ではなく、構成員個人名であることに御留意下さい。
  - ・当該区域の住民の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。
- ④良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
  - ・認可申請する地縁団体の事業報告書（様式第4号又は任意様式）、決算書、事業計画書、予算書等
- ⑤申請者が代表者であることを証する書類
  - ・代表者について決定したことを記した議長及び議事録署名人の署名押印のある総会の議事録の写し
  - ・代表者が就任を承諾したことを証する署名押印のある書類（様式第5号）
- ⑥その他参考資料
  - ・規約で定める区域を示した図面

### ■申請にあたっての留意点

- (1) 認可を受けた団体は、地方自治法の関係規定が適用されることとなりますので、御留意下さい。
- (2) 認可申請の受理後、内部審査を経て地縁団体の認可を決定し、市長が告示（決定等の処分を公に知らせること）します。団体の代表者に対しては、認可通知書に告示文の写しを添付して地縁団体の認可を通知します。

## 5. 認可地縁団体の義務

### (1) 告示事項を変更した場合の届出（代表者等の変更）

団体名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等に変更がある場合は、次の書類により代表者が市長に対して届出して下さい。

- ・告示事項変更届出書（様式第6号）
- ・総会の議事録の写し（変更内容を議決したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの）
- ・就任承諾書（様式第5号） ※代表者に変更がある場合

### (2) 規約を変更した場合の申請

規約の変更は認可を受けなければ効力が生じませんので、次の書類により代表者が市長に対して申請して下さい。

- ・規約変更認可申請書（様式第7号）
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（様式第8号）
- ・総会の議事録の写し（規約変更を議決したことのわかる総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名押印のあるもの）

### (3) 財産目録の作成

設立時及び毎年1月から3月までの間（事業年度を設ける場合は、毎事業年度終了の時に）、財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。

令和3年の地方自治法の改正により不動産の保有又は保有の予定は認可要件ではなくなりましたが、財産目録は作成する必要があります。

### (4) 構成員名簿の作成

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

### (5) 解散等をした場合の届出

何らかの理由により、認可地縁団体である自治会の分割や、他の団体と合併するような場合は、地方自治法上解散の取扱いになり、地方自治法に定められた手続きが必要になります。

## 6. 認可後の手続き等

### (1) 認可地縁団体台帳写しの交付

- ・証明書は、認可地縁団体台帳交付申請書による請求に基づき交付します。
- ・証明書の手数料は1通200円です。
- ・会員に限らず、どなたでも申請できます。

### (2) 認可地縁団体の印鑑登録、印鑑登録証明書の交付

認可を受けた地縁団体は、不動産等の登記に必要な認可地縁団体の印鑑を登録することができます。詳しくは次頁をご覧ください。

### (3) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

### (4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記は、市長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、その他必要な書類については法務局に御確認下さい。

◇登記申請（相談）：水戸地方法務局龍ヶ崎支局 TEL0297-62-0225

### (5) 各種税金関係

認可を受けた地縁団体は、税金関係の取扱は基本的には認可前と変わらず、原則として収益事業以外には課税されません。なお、以下の税に届出が必要になる場合がありますので、それぞれの所轄機関へお問合せ下さい。

◇法人市民税、固定資産税（市税）：稲敷市 市民生活部 税務課 TEL029-892-2000

◇法人県民税、不動産取得税（県税）：土浦県税事務所 稲敷支所 TEL029-892-6111

## 7. 認可地縁団体の印鑑登録

認可を受けた地縁団体は、稲敷市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領の規定に基づき、不動産等の登記に必要な認可地縁団体の印鑑を登録することができます。

登録申請できるのは、認可地縁団体の代表者本人です。

\*代表者以外で申請できる方

職務代行者（地方自治法施行規則第19条第1項第1号へ）

仮代表者（同法第260条の9）

特別代理人（同法第260条の10）

清算人（同法第260条の24）

代理人（地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト）

※代理人は代表者からの委任を確認できる書類が必要

### ■印鑑登録の申請

◎登録手続きに必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・登録しようとする認可地縁団体印鑑
- ・登録資格者が、住民として登録している印鑑（以下「個人印鑑」）及び印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

◎登録できる印鑑

- ・印影の大きさが一辺8mmから30mmまでの間の正方形に収まるもの（ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの及び団体印鑑として適当でないものは不可）
- ・個人印鑑は、団体印鑑として登録できません。
- ・登録できる印鑑数は、1認可地縁団体につき1個です。

### ■印鑑登録証明書の交付申請

◎申請に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・団体印鑑（登録印鑑）

◎証明書発行手数料

- ・手数料は1通200円です。代理人が申請を行う場合は代表者からの委任状

### ■印鑑登録の廃止、団体印鑑の改印・亡失

◎申請に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
- ・団体印鑑
- ・個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

◎その他（改印）

認可地縁団体が団体印鑑を改印したい場合には、登録の廃止を行い、新規の登録を行うこととなります。なお、この2つの申請を同時に行う場合には、個人印鑑の印鑑登録証明書は1通で構いません。

### ■登録の抹消

◎登録の抹消は次の事由のときに行います。

- ・印鑑登録廃止申請書を受理したとき
- ・認可地縁団体が解散したとき
- ・認可地縁団体の名称や代表者等の氏名が変更した場合で、団体印鑑の印影が不適當なものとなったとき
- ・その他抹消すべき事由が発生したとき

## 8. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人の所在が知れない場合や、すでに故人となっていてその相続人の所在が不明であるために所有権移転登記手続きに必要な承諾書が用意できず名義変更手続きが滞る事例があります。

これに対処するために、登記名義人やその相続人の所在が知れない場合に限り、市町村長にそれらの者の承諾書に代わる書面の発行を申請することができ、その承諾書に代わる書面を登記申請書に添付することにより認可地縁団体が単独で所有権保存登記や移転登記をすることができます。

### ■ 申請を行える要件（地方自治法第 260 条の 46）

認可地縁団体は、下記の 4 要件を満たすときに登記の特例に関する申請ができます。

- ①認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- ②認可地縁団体が、当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- ④登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと。

※当該不動産については、認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている場合や、構成員が個人的に所有する場合は申請できません。

### ■ 申請に必要な書類

- (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式 1）
- (2) 当該不動産の「登記事項証明書（全部事項）」
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 要件①を疎明するための資料（下記 A 又は B の資料）
  - A. 認可地縁団体申請時の「保有資産目録」又は「保有予定資産目録」
  - B. 上記 A の資料に対象となっている不動産の記載がないときは、対象となる不動産を所有するに至った経緯等がわかる認可地縁団体の「総会資料及び議事録」や所有に係る事実が記載された「事業報告書」等の資料
- (5) 要件②を疎明するための資料  
申請現在と 10 年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明」「固定資産税の納税証明書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」等の資料（これら資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面や占有を証する写真等を提出）
- (6) 要件③を疎明するための資料  
登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」（入手が困難な時は、その理由書と合わせて地域事情の精通者による証言書面）
- (7) 要件④を疎明するための資料（下記資料等）
  - (ア) 登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書類
  - (イ) 登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
  - (ウ) 隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者が、登記関係者の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※登記関係者のうち少なくとも一人についての上記資料等の添付が必要です。

※所在の判明している登記関係者については、特例制度の申請を行うことに対して異議のある場合が考えられることから、事前に同意を得て下さい。

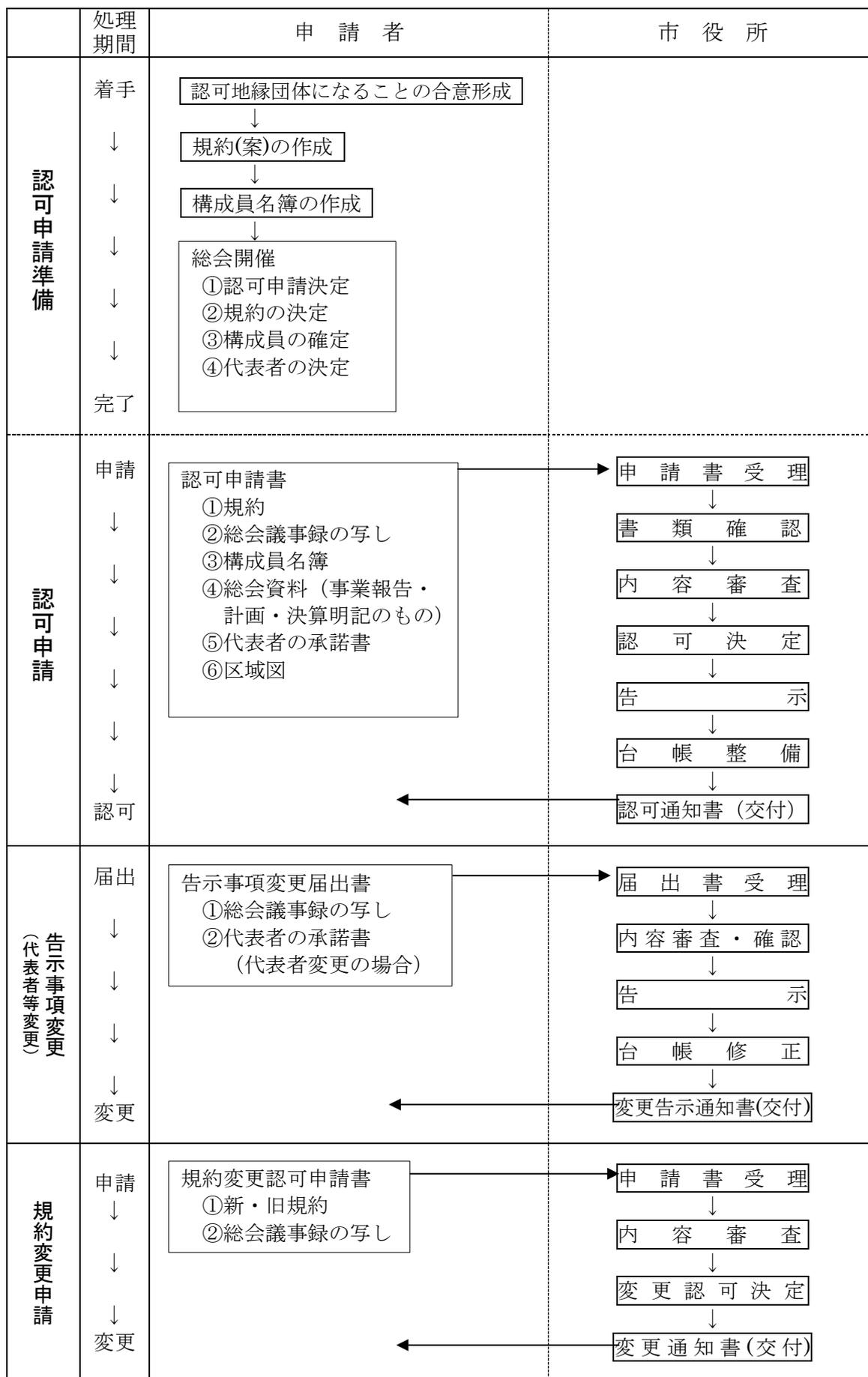
## ■ 手続き等の流れ

- (1) 申請書等に4要件を疎明するための資料を添えて、市に公告を求める申請を行います。
- (2) 市において申請が相当と認めるときは、下記の内容について総務省令の定めによる3か月以上の公告を行います。
  - ①申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所
  - ②申請不動産に関する事項
  - ③異議を述べることができる者は、登記関係者等（表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）であること。
  - ④異議を述べることができる期間及び方法
- (3) 公告期間中に異議が述べられなかったときは、当該不動産の所有権保存又は所有権移転の登記をすることについての登記関係者の承諾があったものとみなし、「公告結果（承諾）の情報提供について（様式2）」により、市から認可地縁団体に通知します。  
認可地縁団体は、市の通知文を登記申請書に添えて、所有権保存登記・所有権移転登記の申請が行えます。

## ■ 公告で異議の申し出があった場合

- (1) 公告内容に異議がある者は、「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式3）」に下記の必要書類を添えて市に申し出ることができます。
  - ①申出者の氏名住所を確認するための「住民票の写し」又は「戸籍の附表の写し」
  - ②表題部所有者又は所有権の登記名義人であるときは「登記事項証明書（全部事項）」
  - ③表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人であるときは、「登記事項証明書（全部事項）」と「戸籍謄抄本」
  - ④所有権を有することを疎明する者は、所有権を有することを疎明するに足りる資料
- (2) 異議の申し出があったときは認可地縁団体に対して、市から「公告結果（異議申出あり）通知書（様式4）」により、その旨を通知します。以後は、認可地縁団体と異議申出者との間で協議を行っていただくこととなります。

## 9. 各種手続きフロー



	処理期間	申請者	市役所
地縁団体台帳写しの 交付申請	申請 ↓ 交付	<p>* 申請人はどなたでも可</p> <p>台帳写し交付申請書 ①印鑑（個人）</p>	<p>申請書受理</p> <p>↓</p> <p>内容審査</p> <p>↓</p> <p>台帳写し作成（交付）</p>
地縁団体の印鑑 登録申請	申請 ↓ 完了	<p>* 申請人は団体の代表者</p> <p>印鑑登録申請書 ①印鑑（団体・個人） ②代表者個人の印鑑登録証明書</p> <p>登録完了</p>	<p>申請書受理</p> <p>↓</p> <p>内容審査</p> <p>↓</p> <p>原票押印</p> <p>↓</p> <p>原票作成</p>
地縁団体の印鑑 登録証明書交付申請	申請 ↓ 交付	<p>* 申請人は団体の代表者</p> <p>印鑑登録証明書交付申請書 ①印鑑（団体）</p>	<p>申請書受理</p> <p>↓</p> <p>内容審査</p> <p>↓</p> <p>証明書作成（交付）</p>
不動産に係る登記の特例	申請 ↓ ↓ ↓ ↓ 完了	<p>登記移転等に係る公告申請書 ①登記事項証明書 ②申請者が代表者であることを証する書類 ③4要件を疎明するための資料</p> <p>公告の結果 異議申出無し →通知を添えて登記申請 異議申出あり →異議申出者と相対で協議</p>	<p>申請書受理</p> <p>↓</p> <p>内容審査</p> <p>↓</p> <p>公告(3カ月)・異議申出受付</p> <p>↓</p> <p>公告結果(承諾)の情報提供(通知) 又は 公告結果(異議申出あり)通知書</p>

## - 認可地縁団体に関する Q & A -

### Q 1. 認可地縁団体とは何ですか。

自治会町内会は「権利なき社团」と位置づけられ、法人格を取得できなかったことから、集会所等の財産を持っている場合、当該団体名義での不動産登記が不可能でした。そのため、登記の名義を当該団体の会長個人または役員の名義としなければならなかったことにより、名義人の死亡による相続問題や名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。このような問題を解決するために、平成3年地方自治法の一部改正により、一定の手続きの下に、市町村長の認可を受ければ、法人格を取得できるようになり、不動産等を自治会町内会の名義で登記することが可能になりました。このように、法人格を取得した自治会町内会を「認可地縁団体」といいます。

### Q 2. 認可地縁団体になることによる、メリットは何ですか。

メリットは、Q 1にあるとおり、自治会町内会名義で不動産登記ができるようになり、名義変更手続きや相続における問題等の発生が未然に防げるため、安定した運営ができるようになります。ただし、会の運営方法や各種届出について、法律に基づいて各種の手続きが定められているため、総会開催や役員改選などの手続きが厳格になります。また、規約の変更や代表者の変更などは、市町村長への届出等が必要になります。

### Q 3. 認可地縁団体になると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

市町村は、自治会町内会が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、今までの自治会町内会と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の下部組織とみなされることはありません。

### Q 4. 不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。

不動産の保有又は保有の予定にかかわらず、認可を受けることができます。令和3年に認可地縁団体の認可の目的が見直され、自治会が不動産等を保有していない又は保有予定がない場合でも、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に、認可を受けることが可能となりました。

### Q 5. 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とできませんか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第260条の2第3項により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが地域社会でも是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能です。

### Q 6. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがっ

て、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものですので、住民であるからといって全て名簿に記載しなければならないというのではなく、あくまでも構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

**Q 7. 「相当数の者が現に構成員となっていること。」の相当数とは、どれくらいをいうのですか。**

一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。

**Q 8. 法人は構成員に含まれますか。**

次の理由により、法人は構成員となることができません。

- ・ 団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事務所等は本来意思表示ができないため。
- ・ 地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるため。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは可能です。

**Q 9. 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に地域で管理する神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。**

地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第 20 条第 3 項、第 89 条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、沿革的・実態的に地域で管理していることが認められれば、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能であると考えられます。

**Q 10. 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。**

不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当ではなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

## - 地方自治法（抜粋） -

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⑤市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

- ⑬認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ⑱前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならぬ。
- ⑲認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならぬ。
- 第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。
- 第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- 第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。
- 第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

②総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

②認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

③前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

②この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

#### 四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

②前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

②清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

②前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

②清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

②規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

②裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

②前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

②前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

# 一 稲敷市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領 一

## 第1 目的

この訓令は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

## 第2 印鑑の登録に関する事項

### 1 登録資格

認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者とする。なお、以下、これらの登録資格を有する者を「代表者等」と総称する。

ア 民法(明治29年法律第89号)第46条第3項に規定する職務代行者

イ 法第260条の9に規定する仮代表者

ウ 法第260条の10に規定する特別代理人

エ 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

### 2 登録申請

(1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し市長に対して書面(様式第1号)によりその旨を申請するものとする。

(2) 印鑑登録申請書の代表者等の氏名の次に押す印鑑は、稲敷市印鑑条例(平成17年稲敷市条例第14号。以下「条例」という。)第4条の規定により印鑑登録を受けている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

### 3 登録

市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体について地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。)第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに条例第4条に規定する印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。

### 4 登録印鑑

(1) 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1個に限るものとする。

(2) 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

ア ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

イ 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの

ウ 印影を鮮明に表しにくいもの

エ その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

### 5 認可地縁団体印鑑登録原票

(1) 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票(様式第3号)を備え、印影のほか次に掲げる事項を登録するものとする。

ア 登録番号

イ 登録年月日

ウ 認可地縁団体の名称

エ 認可地縁団体の事務所の所在地

オ 認可地縁団体の認可年月日

カ 登録資格(第2—1に掲げる登録資格のうちいずれかを記載するものとする)

キ 代表者等の氏名

ク 代表者等の生年月日

ケ 代表者等の住所

(2) 任意的登録事項

市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に(1)に掲げる事項のほか印鑑の登録及び証明に関し

て必要と認めるその他の事項を登録できるものとする。

### 第3 印鑑登録証明書に関する事項

#### 1 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第5号)の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書(様式第2号)により自ら申請しなければならないものとする。
- (2) 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い当該申請が適正であることを確認した上で、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

#### 2 認可地縁団体印鑑登録証明書の記載事項等

- (1) 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。
  - ア 認可地縁団体の名称
  - イ 認可地縁団体の事務所の所在地
  - ウ 登録資格
  - エ 代表者等の氏名
  - オ 代表者等の生年月日
- (2) 市長が認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。
- (3) 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

### 第4 印鑑登録の廃止等に関する事項

#### 1 認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には市長に対して自ら書面(様式第4号)によりその旨を申請しなければならないものとする。この場合、申請書には、登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。
- (2) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、市長に対して直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならないものとする。この場合、個人印鑑を添付するものとする。

#### 2 登録事項の修正

市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(ただし、認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

#### 3 認可地縁団体印鑑登録の抹消

- (1) 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。なお、ウ又はエの事由による登録の抹消については、当該印鑑登録を受けている者にこのことを通知するものとする。
  - ア 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
  - イ 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
  - ウ 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められた場合
  - エ その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合
- (2) 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

### 第5 その他に関する事項

#### 1 代理人による申請等

法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。

なお、この場合、第2—2、第2—3、第3—1及び第4—1においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理

人」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 閲覧の禁止

市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

3 質問調査

市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

4 保存期間

認可地縁団体印鑑登録原票の除票その他の書類の保存期間は、次に掲げる期間の範囲内とするものとする。

ア 認可地縁団体印鑑登録原票の除票にあつては 5年

イ 認可地縁団体印鑑登録原票の除票を除く書類にあつては 2年

5 磁気テープによる調製

認可地縁団体印鑑登録原票の磁気テープによる調製を行う場合にあつては、「印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正に係る留意事項等について」（平成2年7月30日自治振第72号）に準拠するものとする。

6 手数料

認可地縁団体印鑑登録証明書の交付に関する手数料は、他の手数料との均衡を考慮して決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に合併前の江戸崎町、新利根町、桜川村又は東町において登録を受けている印鑑は、それぞれこの訓令の規定により登録を受けた印鑑とみなす。

附 則(平成20年訓令第19号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

## - 各種様式 -

(1) 認可申請様式

- 様式第1号 認可申請書
- 様式第2号 保有資産目録
- 様式第3号 保有予定資産目録
- 様式第4号 活動状況報告書
- 様式第5号 就任承諾書

(2) 告示事項変更届出様式

- 様式第6号 告示事項変更届出書
- (様式第5号 就任承諾書) ※代表者変更の際

(3) 規約変更認可申請様式

- 様式第7号 規約変更認可申請書
- 様式第8号 規約変更の内容及び理由

(4) 認可地縁団体台帳交付申請書様式

(5) 印鑑登録申請・交付様式

- 様式第1号 認可地縁団体印鑑登録申請書
- 様式第2号 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(6) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書様式 (登記の特例)

年 月 日

稲敷市長 様

認可を受けようとする地縁団体の  
名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

## 保 有 資 産 目 録

団体名

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

様式第2号

## 保 有 資 産 目 録

団体名 **霞ヶ関二丁目会**  
令和**3**年**4**月**1**日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
霞ヶ関二丁目町会集会所	60.5 m <sup>2</sup>	千代田区霞ヶ関2丁目68番の12

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	42.6 m <sup>2</sup>	千代田区霞ヶ関2丁目68番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額 20 万円	取得金額 22 万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保付社債	券面金額 80 万円 取得金額 92 万 8 千円

[様式第2号：保有資産目録記載要領]

1 (1) ア 建物

○名称… ○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則第133条）

○延床面積… 不動産登記規則第115条に基づく各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。）

○所在地… 市区町村の地番（不動産登記法第44条、同法施行規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第44条、同法施行規則第112条）まで記載すること。

1 (1) イ 土地

○地目… 不動産登記法施行規則第99条に定める区分により定めるものとする。

（注）不動産登記法施行規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積… 不動産登記法施行規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記法施行規則第100条「地積とは、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地… 市区町村内の地番（不動産登記法第35条、同法施行規則第97条、第98条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。）

（注）立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1) ○権原… 不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。

（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○不動産の種類… 土地、建物及び立木の区分によること。

○所在地… 原則として1に同じ。

2 (2) ○資産の種類及び数量… 国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

## 保有予定資産目録

団体名

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権限取得の予定時期

様式第3号

## 保有予定資産目録

団体名 霞ヶ関二丁目会  
令和3年4月1日現在

### 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	令和3年5月31日	自治太郎	千代田区霞ヶ関2丁目22番地

### 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権限取得の予定時期
土 地	地 上 権	令和3年5月31日

[様式第3号：保有予定資産目録記載要領]

1 不動産…所有権を取得する予定の不動産について記入すること。

○不動産の種類…………… 土地、建物及び立木の区分による。

○取得予定時期…………… 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。  
なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

○所在地…………… 原則として市区町村の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

○資産の種類…………… 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

○権原…………… 不動産の場合には、不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取得権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

○権限取得予定時期… 1の取得予定時期と同じ

# 活動状況報告書

地縁団体名

年月日	活動の内容	参加者の概要及び人数	備考

※記入上の注意

前年度1年間の状況について記入すること

備考欄へは開催場所等参考となる事項を記入すること

※収支決算書を添付すること

## 就任承諾書

私は、下記地縁団体の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

地縁団体の名称	
事務所の所在地	茨城県稲敷市

年 月 日

稲敷市長 様

地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

稲敷市長 様

地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及びその理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

## 規約変更の内容及び理由

地縁団体名

変更前 の内容	
変更後 の内容	
変更事由	

年 月 日

稲敷市長 様

団 体 名  
事務所所在地 稲敷市

申請者 住 所  
氏 名

**認可地縁団体台帳交付申請書**

認可地縁団体に関する台帳の謄本を交付願いたく申請いたします。

交付部数 部

様式第 1 号(第 2 関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

稲敷市長

様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地		稲敷市	
	(資格)	( )	生年 月日	年 月 日
	氏名	印		
住所				

<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/>本人 住所 <input type="checkbox"/>代理人 氏名</p>
---

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格( )の欄には、代表者、職務代行者、仮理事、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第2号(第3関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

稲敷市長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地		稲敷市	
	(資格) 氏名	( ) 印	生年 月日	年 月 日

<p>上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。</p> <p>申請者 <input type="checkbox"/>本人 住所  <input type="checkbox"/>代理人 氏名 印</p>
---

(注意事項)

- 1 この申請は、代表者本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格 ( ) の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式 1

年 月 日

稲敷市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称  
住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

# — 自治会等規約例 —

## ●●自治会規約

※地方自治法では、規約の名称についての制約はありません。（「●●会則」等でも可）

### 第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、●●自治会（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を稲敷市●●番地に置く。

※名称は特に制限はありませんが、他の法令等に抵触しないことに御留意下さい。  
※「主たる事務所を会長宅に置く。」とすることも可能です。  
※主たる事務所は特に制限はありませんが、地方自治法第260条の2第15項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条の準用により、この所在地が団体の正式な住所となります。

（区域）

第2条 本会の区域は、稲敷市●●番地から●●番地までの区域とする。

※他の住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要がありますので、町・字・住居表示又は番地で表示するようにします。  
※河川や道路等による区域表示でも、他の住民から客観的に認識できるものであれば問題ありません。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災、防火、交通安全に関する事
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (5) ●●集会所の維持管理に関する事
- (6) . . . . .（以下事業をできるだけ具体的に明記する。）

※良好な地域社会の維持及び形成に資するため、広く地域的な共同活動を行うことが必要とされています。  
※団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めるようにします。

（会員）

第4条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会したものとする。
  - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より同条第2項に定める退会の届け出があった場合
- 5 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

※団体の区域に住所を有するものは全て会員になれること及び正当な理由がなければ入会を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。  
※会員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢制限等）を設けてはいけません。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

※会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。  
※具体的な金額を規約に定めることは可能ですが、規約の改正は特別議決事項となるため、表記のように定めることが適当と考えられます。

## 第2章 役員

(役員の種類)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ●人
- (3) その他の役員 ●人
- (4) 監事 ●人

※地方自治法第260条の5により、会長（代表者）は1人を必ず選出する必要があります。また、地方自治法第260条の11により、監事は複数人置くことが適当です。

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

※役員は、総会で選任する必要があります。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

※代表権の制限等については、地方自治法第260条の6から第260条の10に規定されているので御留意下さい。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。

3 監事は、次の業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求すること。

※監事の職務は、地方自治法第260条の12に規定されているので御留意下さい。

(役員任期)

第9条 役員任期は●年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※役員任期については、法律上特に制約はありません。  
※事務執行上支障が生じないよう、第3項の定めを置くことが望まれます。

(役員解任)

第10条 役員が規約に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

※役員選任について総会の議決としていることから、解任についても、総会の議決によるのが適当です。このとき、本人に弁明の機会を与えることに配慮して下さい。

### 第3章 総会

#### (総会の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

#### (総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### (総会の開催)

第13条 通常総会は、毎年1回開催する。

※地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回会員の通常総会を開催する必要があります。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。
- (3) 第8条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

※地方自治法第260条の12及び第260条の14の規定により、臨時総会を開催することができることとなります。

#### (総会の審議事項)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

※地方自治法第260条の16の規定により、団体の事務は規約をもって代表者又はその他の役員に委任したものを除き総会の議決により行うこととなります。

※地方自治法第260条の17の規定により、総会の議決事項は開催通知であらかじめ通知した事項であることに御留意下さい。そうしないと、通知事項を信じて出席しない会員から表決に参加する機会を奪うこととなります。

#### (総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第13条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その請求のあった日から●日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

※第3項の総会開催通知は、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに通知しなければならないと定められています。

#### (総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第17条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

※総会の定足数は、地方自治法において特に定められていませんが、開会の際に必要なとされるのみならず、総会の継続のためにも必要とされますので、規定しておくことが適切です。

#### (総会の議決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※地方自治法第260条の3第1項及び第260条の21の規定などのように、特別多数決が必要な場合があることに御留意下さい。

(総会における会員の表決権)

第19条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ●●●●

(2) ●●●●

※地方自治法第260条の19の規定により、認可地縁団体と特定の構成員について議決をする場合には、その構成員は表決権を有しないことに御留意下さい。

※世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、第2項各号のように規定することで、特定事項の表決権を世帯単位で1票とすることができます。

(総会の書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

※地方自治法第260条の18第2項の規定により、書面による表決や代理人による表決も可能です。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上の署名押印をしなければならない。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

※監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。ただし、構成員にはなれませんが、役員会に出席できることとすることは可能です。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったときは、その請求のあった日から●日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

※役員会については、地方自治法で特段の定めはありませんが、総会の規定を準用することが適当です。

(役員会の議長)

第 25 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 26 条 役員会には、第 17 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

※地縁による団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。

※財産目録は、設立時及び毎年 1 月から 3 月までの間（事業年度を設ける場合は、毎事業年度の終了の時）に、作成することとされています。

(資産の管理)

第 28 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 29 条 本会の資産で第 27 条第 1 項第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において●分の●以上の議決を要する。

※団体の不動産等資産を処分又は担保に供するような場合は、総会の特別多数決により議決することが適当です。

(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 31 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 32 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

※経費の執行については、「事業計画及び予算」、「事業報告及び決算」などの規定を設ける必要があります。日常の会計処理の手続については、細則などを設けることも可能です。

## 第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、稲敷市長の認可を受けなければ変更することはできない。

※地方自治法第260条の3の規定により、原則として総構成員の4分の3以上の同意が必要です。また、認可地縁団体が規約を変更する場合は、市長の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(解散)

第35条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

※地方自治法第260条の21の規定により、原則として総構成員の4分の3以上の賛成が必要です。

(残余財産の処分)

第36条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の●分の●以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

※地方自治法第260条の31に規定されていることに御留意下さい。

## 第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第37条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

※地方自治法第260条の4の規定により、団体は財産目録及び構成員（会員）名簿を整備する必要があることに御留意下さい。

(委任)

第38条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、●●年●●月●●日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から●●年3月31日までとする。

## － 議事録作成要領 －

※出席者及び賛成並びに反対には、委任状（書面表決）の数を計上します。  
※総会定足数と議決数とは、別の概念であることに御留意ください。特に、議決数には、対出席者数でなく「会員総数の4分の3以上の議決を要する。」といった特別多数の議決を要することがあることに御留意下さい。  
※作成年月日は、議事録の作成日であるから議長及び議事録署名人が署名、押印した日となります。

### 〇〇年度△△自治会（町内会）総会議事録

- 1 日時 〇〇年△△月▽▽日 午後◎時から午後●時まで
- 2 会場 ▲▲集会所
- 3 総会当日会員総数 〇〇人
- 4 総会出席者数 △△人  
内訳 本人出席者 △△人  
委任状提出者 ▽▽人  
(書面表決者 ●●人)
- 5 議案
  - (1) 第〇号議案 法人化の認可申請について
  - (2) 第〇号議案 代表者の決定について
  - (3) 第〇号議案 規約の改正について
  - (4) 第〇号議案 構成員の確定について
  - (5) 第〇号議案 保有財産の確定について
- 6 議長の選出（規約に基づき選出します。）  
規約第〇条により△△を議長に選任した。
- 7 会成立の審査  
規約第◎条により、総会当日会員総数〇〇人のうち、出席△△人、委任状▽▽人（書面表決▲▲）欠席▼▼人で出席者及び委任状提出者（書面表決者）の合計が◎◎人であり、総会定足数を満たし、総会が成立した。
- 8 議事録署名人の選出  
議長の〇〇及び会員の△△と□□を議事録署名人に選出した。
- 9 議事の審議内容
  - (1) 議案（提案）内容  
・・・・・・・・・・・・・・・・（議案内容を具体的に記載します。）

(2) 審議内容

・・・・・・・・・・・・・・・・（質疑応答を具体的に記載します。）

10 議決の状況

(1) 第○号議案の法人化の認可申請については、規約第△条により、出席者△△人のうち、賛成▽▽人、反対▼▼人で、可決された。

(2) 第○号議案の代表者の決定については、・・・・・・・・

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

〇〇年△△月▽▽日

総会議長      〇〇   〇〇   印

議事録署名人 △△   △△   印

議事録署名人 □□   □□   印

## － 財産目録の様式例 －

認可地縁団体は、地方自治法第 260 条の 4 の規定により、設立時及び毎年 1 月から 3 月までの間（事業年度を設ける場合は、毎事業年度の終了の時）に、財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
（資産の部）			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現 金 現金手許有高			
(2) 普通預金 ●●銀行●●支店			
2 未収会費 ●●年度会費×●名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 . . . . .			
5 . . . . .			
6 . . . . .			
資産合計（A）			
（負債の部）			
I 流動負債 預り金			
II 固定負債 長期借入金 ●●銀行●●支店			
負債合計（B）			
差引正味財産（A－B）			

※法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

※備考の欄には、使用目的、寄附者その他を記入すること。

